

2019年10月24日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、11府県の23人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。9月20日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 11府県23人

(富山県1、石川県1、愛知県2、京都府4、大阪府2、徳島県1、福岡県3
熊本県3、大分県1、宮崎県3、沖縄県2)

数字は人数

※ 予告は2019年9月20日までに実施済み